

京都市上下水道局告示第46号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成23年11月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止届出業者名等

京都市山科区日ノ岡坂脇町10-20

三木工業

岸田 力

2 廃止年月日

平成23年10月20日

(上下水道局水道部給水課)